平成２３年（フ）第６７１号
熊本市城南町東阿高1294番地
債務者　緒方　容子
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第６７３号
熊本市田崎３丁目９番４－９号
債務者　東　　謙二
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月24日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２３年（フ）第２０５号
青森県黒石市大字上十川字柳澤51番地２
債務者　村上　圭子
1　決定年月日時　平成23年11月17日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月26日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２３年（フ）第３２１号
青森市桂木４丁目８番地２　サンハイツ青森707号
債務者　佐々木　功
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第３８１号
青森県むつ市大畑町中島78番地
債務者　西山　京一
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第４０２号
青森市中佃３丁目６番14号
債務者　若狭末五郎
1　決定年月日時　平成23年11月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１８７号
山口市中尾656番地４
債務者　大隅　賢人
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
山口地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第８３号
長崎県島原市有明町湯江甲1126番地１、前住所長崎県島原市有明町湯江丁13番地127
債務者　前田　秀樹
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第８４号
長崎県島原市有明町湯江甲1126番地１、前住所長崎県島原市有明町湯江丁13番地127
債務者　前田　伸代
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第８７号
長崎県雲仙市吾妻町阿母名222番地、住民票上の住所長崎県雲仙市吾妻町大木場名179番地
債務者　峯　　政重
1　決定年月日時　平成23年11月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月27日まで
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成２３年（フ）第２７０３号
名古屋市港区高木町１丁目33番地　レジデンス光和Ⅲ302号
債務者　平松　尚人
1　決定年月日時　平成23年11月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１４３号
山口県周南市千代田町11番36―307号
債務者　奥田　　實
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１４８号
山口県光市上島田５丁目２番４―302号
債務者　村中　正人
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１４９号
山口県光市上島田５丁目２番４―302号
債務者　村中　久恵
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月９日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２３年（フ）第１３３８９号
東京都足立区西伊興３丁目14―11―103
債務者　藤村　光男
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５７３号
東京都杉並区阿佐谷南１丁目46－３
債務者　高橋今日子（旧姓小出）
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１４５７４号
東京都世田谷区北烏山８丁目９－１－204
債務者　永田　　司
1　決定年月日時　平成23年11月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年１月19日まで
5　免責審尋期日　平成24年１月19日午後４時
東京地方裁判所民事第20部